

令和元年10月10日

太田市長 清水 聖 義 様
(産業環境部工業振興課)

太田市指定管理者候補者審査委員会
委員長 木 村 正 一

公の施設の指定管理者候補者の審査結果について（報告）

標記の件について、令和元年8月27日付け工振第193号で依頼のありました公募施設の指定管理者候補者の審査を令和元年10月7日に行いましたが、その結果は下記のとおりですので報告します。

記

1 公の施設の名称

太田市新田勤労会館

2 審査結果

公益社団法人太田市シルバー人材センターを太田市新田勤労会館の指定管理者候補者に選定することを適当と認める。

3 指定管理者候補者の審査経過及び審査結果の詳細

別紙のとおり

(別紙)

指定管理者候補者の審査経過及び審査結果

1 公の施設	名称：太田市新田勤労会館 所在地：太田市新田金井町607番地
2 指定の期間	令和2年4月1日から令和5年3月31日まで（3年間）
3 申請者	公益社団法人太田市シルバー人材センター
4 指定管理者の候補者として適当と認める者	名称：公益社団法人太田市シルバー人材センター 所在地：太田市下小林町387番地 代表者：理事長 久保田 幹雄
5 審査日	令和元年10月7日（月）午前9時05分～午前9時45分
6 審査方法	担当部課長より事業概要の説明を受けたのち、申請者から説明を受け、審査基準及び採点表により採点を行い、総合的に審査を行った。
7 申請者の審査基準及び採点表による得点	合計得点505点（600点満点）
8 審査経過及び審査結果	<p>当該施設の指定管理者候補者の審査に当たっては、事業計画、収支計画等について、選定基準に基づき審査を行った。</p> <p>申請者は1者のみであり、申請者の事業計画、収支計画等について採点表による得点が基準点（合計得点300点）を超え、総合的に適当と認められることから、申請者を当該施設の指定管理者候補者に選定することを適当と認めた。</p> <p>【選定理由】</p> <ul style="list-style-type: none">申請者は当該施設の現在の指定管理者であり、適切に施設の管理運営を行っている。 <p>【意見及び要望】</p> <ul style="list-style-type: none">近年災害時の補償が議論となる中で、管理責任と所有者責任について指定管理者と所管課の間で整理し、賠償保険等検討していただきたい。交代勤務ではあるが、午後10時まで勤務することがあるので会員の健康管理には留意していただきたい。